

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和3年10月22日)

開催日及び場所		令和3年9月7日(火) 北陸農政局第1・第2会議室		
委員		長原 悟 (弁護士) 木戸 正裕 (公認会計士) 久保 豊 (ジャーナリスト)		
審議対象期間		令和3年4月1日～令和3年6月30日		
審議対象案件		209件 うち、1者応札(応募)案件 56件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件 2件 (抽出率 2.4%) (抽出率 3.6%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		2件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約		抽出なし	
	業務	一般競争		抽出なし
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の件数 0件
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応募案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品役務等	一般競争		1件 うち、1者応募案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件
		指名競争		該当なし
		随意契約(企画競争・公募)		抽出なし
		随意契約(その他)		抽出なし
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし	

事務局：北陸農政局総務課

(注) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別紙

	意見・質問	回答等
<p>委員からの 意見・質問 それに対する 回答</p>	<p>1 一般競争（総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）） 加治川用水農業水利事業 内の倉ダム管理設備改良工事</p>	
	<p>◆説明資料の1者応札に係るアンケート結果で、ボリュームのある工事に含まれば魅力のある工事になるという意見があるが、他の工事に含めるとか、更新対象とする箇所を増やす等の選択はなかったのか。</p> <p>◆説明資料で、受注者の企業評価と技術者評価がいずれも15点となっているが、何点満点中の15点なのか。</p> <p>◆他のダムで同様の施工実績があったということか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果で、業務コストに見合うメリットがないと判断したという項目を、5者中4者が選んでいるが、業者の方で予定価格を推測することができ、うまみがないと判断したという理解で良いか。</p>	<p>◆もっと大規模な工事であれば魅力があったという意見であると理解しているが、事業自体が既存施設の改修目的であり、本工事はダム堤体内の管理設備の改修の必要な部分を発注したものであり、規模拡大は難しい。</p> <p>◆いずれも同種工事の施工実績の有無を評価しており、施工実績があれば15点、無ければ0点という評価になる。</p> <p>◆入札公告に記載している施工実績は、「鋼製の構造物の新設、更新又は補強工事」であり、ダムに限らず鋼製構造物に係る実績があれば評価する。</p> <p>◆業者は市販の積算ソフトを利用して仕様書に示す数量等をもとに工事費を算出することができるため、その結果から他工事より儲けが少ないと判断をしたと思われる。業者は、多くの公共工事を比較し、限られた技術者をよりメリットの大きい工事に配置したいと考えていることから、このような回答になったと思われる。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問 それに対する回答	<p>2 一般競争（総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）） 新川流域二期農業水利事業 田潟排水機場電気設備他改修工事（第1回変更）</p>	
	<p>◆変更契約を行った理由や内容を教えてほしい。</p> <p>◆入札を途中で辞退した者は、1者応札に係るアンケート結果にある「社の専門分野・得意分野と異なる工事内容であった、又は不慣れな工事であり、工事を確実に履行できるかリスクがあると判断した」及び「工事内容に一部施工ができない内容があった」という項目を挙げているが、それが理由なのか。</p> <p>◆1者応札に係るアンケート結果で、改善希望として、技術者に求める工事実績・資格の緩和や工事期間を長く取ってほしい等の点が挙げられているが、これらについては、如何。</p>	<p>◆水道管の移設について管理者との協議が工事発注段階で整っていなかったため、契約後変更追加する可能性を明示した上で、当初契約からは除いた形で契約を行った。その後、管理者との協議が整ったことから、関連する工事を追加したことが主な変更内容である。</p> <p>◆業者は、選択式の回答から近いものを選んだと思われる。具体的には、公共工事では技術者に専任制が求められるため、より得意な分野の別の工事を先に受注したことにより、本工事を辞退したということが考えられる。</p> <p>◆工期をなるべく長く取った方が良いことは、発注者としても同様に考えているが、自然条件等による制約もある。また、技術者の資格等の緩和については、可能な範囲で実施しているが、工事の品質確保の観点から必要な条件もあるため、条件に応じて対応している。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>3 簡易公募型競争 河北潟周辺農地防災事業 河北潟放水路防潮水門他地質調査業務（第2回変更）</p>	
	<p>◆ボーリング調査の位置を変更又は削除しているが、実施したものが無駄になったということはないのか。</p> <p>◆関連性の少ない純粋な追加の部分は、別途価格競争が働くような発注の仕方はできなかったのか。</p> <p>◆今回のケースはやむを得なかったことは理解するが、ケースによっては変更追加ではなく、価格競争が働くようなかたちで発注することを検討していただきたい。</p>	<p>◆並行して行っていた実施設計業務に基づき、不必要なものを削除するとともに必要な位置変更を行ったものであり、無駄になったものはない。</p> <p>◆並行して行っていた実施設計業務における検討や成果に合わせてボーリング位置の変更や追加を行っており、当初契約と関連性が深く、契約変更により対応することが合理的かつ経済的であった。</p> <p>◆承知した。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>4 簡易公募型プロポーザル 地域整備方向検討調査 小矢部川地域整備構想検討業務</p>	
	<p>◆建設コンサルタント選定委員会と入札・契約手続審査委員会の構成員に違いはあるのか。</p> <p>◆参加表明者選定結果表の評価点は、技術提案書審査結果表の評価点には、まったく反映されないのか。</p> <p>◆見積書が提出された時点で、その明細を見て価格の協議をするか。</p>	<p>◆本件の場合、二つの委員会の構成員は同じ。建設コンサルタント選定委員会は、技術提案書提出要請者を選定する。入札・契約手続審査委員会は、技術提案書の評価結果に基づいて決定した契約候補者と契約を行うことの是非を審査する。</p> <p>◆参加表明者の評価点は、技術提案書の提出依頼を行う者を絞り込むためのものであり、技術提案書の評価には反映されない。</p> <p>◆協議して価格を決めていくということではなく、入札と同様に業者から提示された金額が、当方の定めた予定価格の範囲内であれば契約手続きに進む。</p>

	意見・質問	回答等
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	<p>5 一般競争 令和3年度 二次的自然環境における生物生息状況等調査業務</p>	
	<p>◆入札執行調書の予定価格と入札書に記載された金額と比較する金額の違いはなにか。また、予定価格は、事前に公表はしているのか。</p>	<p>◆消費税を含んだ金額か否かの違い。予定価格の事前公表はしていない。</p>

	意見・質問	回答等
	その他全般	
委員からの 意見・質問 それに対する 回答	◆金沢市や富山県舟橋村で官製談合が 問題になっているが、農林水産省では 最低制限価格は設定していないのか。	◆農林水産省では、最低制限価格（※1） という仕組みではなく、会計法令に基づく 低入札価格調査制度（※2）を適用してい る。 ※1：その価格を下回った場合は失格とな る。 ※2：低価格入札の場合は、適正な履行が 為されるかの調査を行った上で契約の 是非を決定する。

委 員 講 評

◆委員会規則第6条に基づく意見の具申又は勧告の必要はないものと判断する。

特殊な業務等が多く制約もある中、いろいろ工夫されているが、引き続き適正な入札・契約手続きに尽力をお願いしたい。また、油断すれば金沢市等の官製談合事件のようなことも起こりかねないと思うので、注意していただきたい。